

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について

(諮問第3084号)

<目 次>

1	諮問書	.....	1
2	申請概要	.....	2
3	審査結果	.....	19

別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

諮問第3084号

平成28年5月27日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から、平成28年5月18日付け東相制第16-00017号及び西設相制第5号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成28年5月18日(水)

## 3. 実施予定期日

認可後、平成28年4月1日(金)に遡及して適用

## 4. 概要

平成28年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

## II 主な変更内容

### 1. 平成28年度以降の加入光ファイバ接続料の概要

加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであること及び「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成 27 年9月 14 日情報通信審議会答申。以下「情通審答申」という。)の考え方<sup>※</sup>を踏まえ、その接続料の算定に当たっては、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。

今回の改定案における光信号主端末回線伝送機能(以下「シェアドアクセス方式」という。)及び光信号端末回線伝送機能(以下「シングルスター方式」という。)に係る平成 28 年度以降の接続料は、以下のとおりである。

※ 「NTT東西においては、接続事業者の予見性の確保の観点から、平成 28 年度接続約款の変更認可申請の際に、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の将来原価方式により申請することで、平成 31 年度の主端末回線接続料が 2,000 円程度という見込みに向けた各年度の具体的な接続料水準を示すことが適当と考える」

NTT東日本	改定案				現行 接続料 <sup>※</sup>
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
シェアドアクセス方式	2,675 円 (▲254 円)	2,474 円 (▲201 円)	2,368 円 (▲106 円)	2,036 円 (▲332 円)	2,929 円
シングルスター方式	3,163 円 (▲129 円)	2,935 円 (▲228 円)	2,818 円 (▲117 円)	2,458 円 (▲360 円)	3,292 円

NTT西日本	改定案				現行 接続料 <sup>※</sup>
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
シェアドアクセス方式	2,679 円 (▲268 円)	2,542 円 (▲137 円)	2,455 円 (▲87 円)	2,044 円 (▲411 円)	2,947 円
シングルスター方式	3,302 円 (▲51 円)	3,142 円 (▲160 円)	3,044 円 (▲98 円)	2,595 円 (▲449 円)	3,353 円

注 1 ( )内の数字は、前年度接続料に対する減少額

注 2 平日・昼間帯故障修理の場合

※ 平成 27 年度適用接続料

## 2. 加入光ファイバ接続料の算定

### 【接続料の構成】

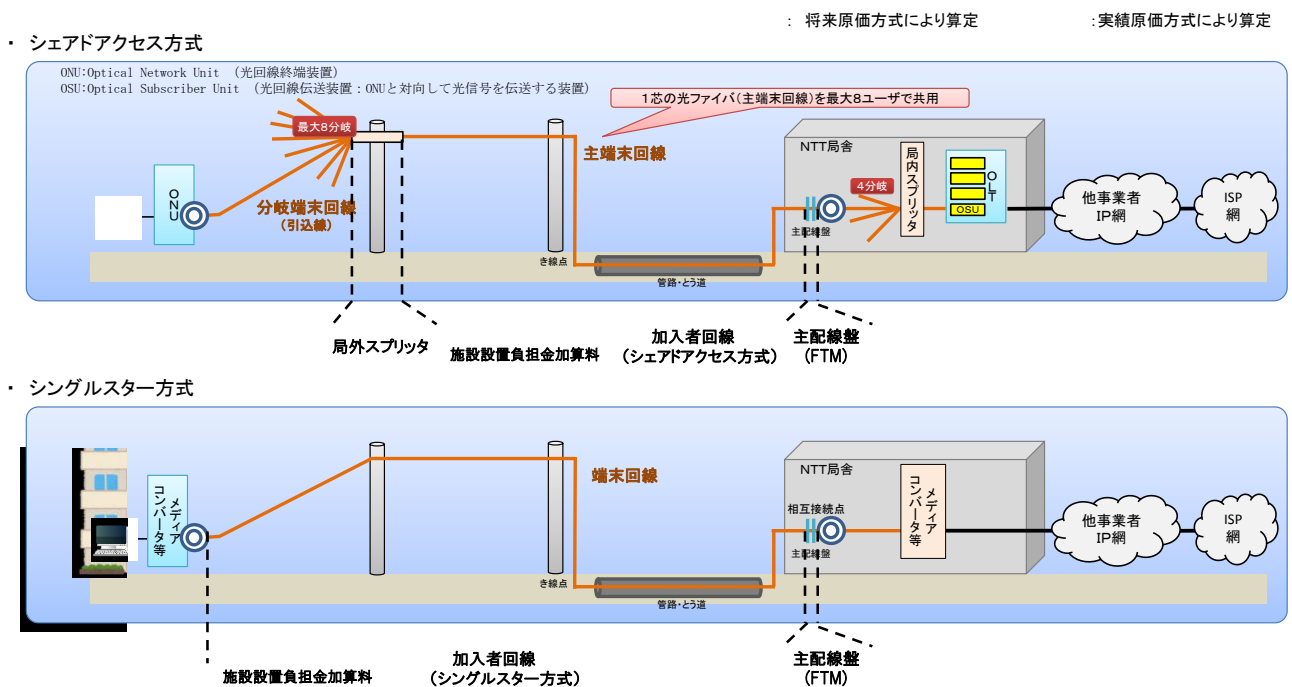
#### ・ シェアドアクセス方式

NTT東西の局舎から局外スプリッタまでの光ファイバのコスト※(加入者回線のほか、主配線盤、局外スプリッタ及び施設設置負担金加算料)を需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定

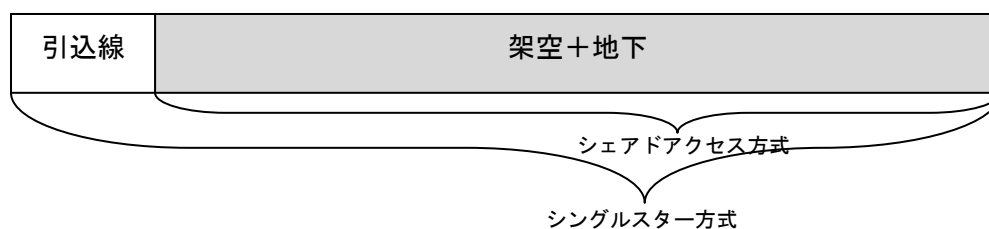
#### ・ シングルスター方式

NTT東西の局舎から利用者宅までの光ファイバのコスト(加入者回線のほか、主配線盤及び施設設置負担金加算料)を需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定

※ シェアドアクセス方式に係るものについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線以外の部分を算定したものである。



(参考) 光ファイバの単価算定に用いるコスト



また、主配線盤(FTM)の1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアードアクセス方式ともに、FTMに係るコストを、FTMを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定している。

## 【情通審答申を踏まえた対応状況】

情通審答申において、NTT東西は、平成 28 年度から以下の措置を反映すべく接続約款の変更認可申請を行うことが適当とされた。本申請における各措置の対応状況は、以下のとおり。

情通審答申において示された措置	本申請における対応状況
<p>① 平成 28 年度以降の接続料の低廉化</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業努力による更なる効率化・費用削減</li> <li>・ 償却方法の定額法への移行</li> <li>・ 「コスト把握の精緻化」</li> </ul> <p>上記取組により、「『新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み』とNTT東西が表明したように、相当の接続料の低廉化が期待できる」(情通審答申)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の将来原価方式(ただし、各年度の費用の実績値と収入の実績値の差額を、翌々年度以降の接続料原価に算入)で接続料を算定</li> <li>・ 各取組により、平成 31 年度の接続料は、以下のとおり。</li> </ul> <p>〈光信号主端末回線(シェアドアクセス方式)〉 NTT東:2,036 円、NTT西:2,044 円</p> <p>〈光信号端末回線(シングルスター方式)〉 NTT東:2,458 円、NTT西:2,595 円</p>
<p>② 接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主端末回線と、分岐端末回線1回線の接続料の合計が、前年度と比較して上昇する場合に、希望する事業者に対して左記措置を適用</li> </ul>
<p>③ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西において <ul style="list-style-type: none"> <li>- 平成 26 年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた推計</li> <li>- 日本公認会計士協会の実務指針を踏まえた検討</li> </ul> </li> </ul> <p>を行った結果、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況に至っていないと判断し、本申請には反映されていない。</p>

○ その他、情通審答申で示された「加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方」について、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)及び平成 13 年総務省告示第 395 号(電気通信事業法施行規則第 23 条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件)の改正により、以下の事項を接続約款に規定

- ・ 「8收容」の原則
  - 一 光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を收容する必要が生じた場合に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容すること。
- ・ 全ての電柱等の位置情報の開示

現在開示されている光配線区画の外縁の電柱等の位置情報に加えて、光配線区画内の全ての電柱等の位置情報を開示すること。

## (1) 加入者回線及びFTM

### ① 接続料原価の予測

本件申請における加入者回線及びFTMのコストは、平成 26 年度の接続会計における費用をベースに、フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増

に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成31年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で算定したものである。

また、算定に当たっては、情通審答申を踏まえた取組を考慮している。

■ 光ファイバ及びFTMの設備コスト(シェアアクセス方式)

(単位:億円)

	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
NTT東日本	1,400	1,440	1,076	1,072	1,060	1,010
NTT西日本	1,213	1,257	878	868	845	791

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計値

※2 施設設置負担加算料相当コストを含む。

■ 光ファイバ及びFTMの設備コスト(シングルスター方式)

(単位:億円)

	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
NTT東日本	1,590	1,628	1,323	1,321	1,313	1,266
NTT西日本	1,392	1,437	1,124	1,112	1,087	1,034

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計値

※2 施設設置負担加算料相当コストを含む。

■ 情通審答申を踏まえた取組がシェアアクセス方式の主端末回線に係る接続料原価に与える影響

・ NTT東日本

	平成28年度予測	平成29年度予測	平成30年度予測	平成31年度予測
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲21億円	▲33億円	▲45億円	▲57億円
投資の効率化	▲1億円	▲2億円	▲4億円	▲5億円
施設保全費等の効率化	▲20億円	▲31億円	▲41億円	▲52億円
②償却方法の定額法への移行等	▲152億円	▲105億円	▲67億円	▲69億円
定額法への移行	委員限り			
定額法への移行に伴う後年度費用の軽減施策				
③コスト把握の精緻化	▲169億円	▲196億円	▲222億円	▲248億円
合計	▲342億円	▲334億円	▲334億円	▲375億円

・ NTT西日本

	平成28年度予測	平成29年度予測	平成30年度予測	平成31年度予測
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲19億円	▲30億円	▲41億円	▲52億円
投資の効率化	▲1億円	▲2億円	▲2億円	▲3億円
施設保全費等の効率化	▲19億円	▲29億円	▲39億円	▲49億円
②償却方法の定額法への移行等	▲151億円	▲96億円	▲54億円	▲61億円
定額法への移行	委員限り			
定額法への移行に伴う後年度費用の軽減施策				
③コスト把握の精緻化	▲182億円	▲204億円	▲225億円	▲247億円
合計	▲352億円	▲330億円	▲321億円	▲360億円

## ① 企業努力による更なる効率化・費用削減の効果

企業努力による更なる効率化・費用削減として、(A)投資の効率化及び(B)施設保全費等の効率化を実施することとしている。

### (A) 投資の効率化

- ・ 工事発注の更なる計画的な実施による請負単価の低減
- ・ 敷設済みの光ファイバケーブルの更なる有効活用の推進

といった投資の効率化を行うことにより、各年度の投資予測額に対して、各年度とも▲3%の効率化を実施することとしている。

### (B) 施設保全費等の効率化

- ・ 線路・宅内の業務複合化による故障修理業務の効率化
- ・ 廃止・開通時における無派遣工事の推進による作業委託費の削減
- ・ 保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
- ・ 土木等設備の点検周期の見直し等による作業委託費の削減
- ・ 請負工事会社とのシステム連携強化による開通業務・施工管理業務の効率化を行うことにより、設備管理運営費のうち、効率化対象費用(施設保全費、共通費、管理費等)について、前年度に対して毎年▲3%の効率化を実施することとしている。

## ② 償却方法の定額法への移行等の効果

日本電信電話株式会社はグループ全体で、平成30年度から国際会計基準(IFRS)を導入することを検討中。これに先立ち、NTT東西は、平成28年度から(A)定額法への移行及び(B)定額法への移行に伴う後年度費用の軽減施策を実施することとしている。

### (A) 定額法への移行

平成28年度から償却方法を定率法から定額法へ移行。これにより、移行直後は減価償却費が大きく低減する。

### (B) 定額法への移行に伴う後年度費用の軽減施策

NTT東西では、償却方法の見直しに伴い、将来の収支改善を目的として、平成28年度から後年度費用の軽減施策(将来の費用負担を軽減する施策)を実施。このうち、加入光ファイバ接続料に係る設備に関する施策の影響を、接続料原価に反映している。

#### <後年度費用の軽減施策の内容>

- ・ 資産の処分に関する施策

現在残存価額5%で償却止めを行っている資産のスクラップバリューについて再評価し、残り5%相当を一括償却する施策や技術の進展に伴って不要となった資産を処分する施策。設備の償却や処分を一括で実施することで設備のスリム化を図り、それにより保守費用や租税公課を削減するとともに、接続料算定上は報酬を削減するといった効果も見込まれる。

- ・ 設備の保守効率向上に向けた施策



経年劣化により故障等が見込まれる設備について、エリアごとに補修等を前倒しで実施する施策。設備の補修を早期に施すことによって、故障発生頻度の低減や修理規模の縮小を図り、それにより将来的な保守費用を削減する効果が見込まれる。

＜本施策のうち、加入光ファイバ接続料に係る対象設備＞

- ・ とう道、マンホール、ハンドホール等の土木設備
- ・ 電柱等の線路設備

＜施策効果＞

本施策は平成 30 年度までの実施を見込んでおり、平成 28 年度から平成 30 年度までは、減価償却費、資産の除却損、補修費等のコストが発生するが、平成 31 年度以降は施策効果によりコストが低減することとなる（施策を実施しない場合との比較において、平成 32 年度以降も当分の間、同程度の水準で施策効果が継続する見込み）。

### ③ 「コスト把握の精緻化」の効果

NTT東西は、接続会計上、主端末回線及び分岐端末回線に係る費用の分計が困難であることから、光回線に係る費用として合算している。このため、接続料算定に当たって主端末回線に係る費用を算出する際は、まずは分岐端末回線に係る費用相当額を算出し、光回線に係る総費用から差し引いている。

情通審答申を受け、NTT東西において費用把握の精緻化を実施したところ、例えば故障修理に係る費用は、主端末回線部分よりも分岐端末回線部分でより多く発生していることなど、これまでよりも分岐端末回線に係る費用が大きいことが判明したことから、結果として主端末回線に係る費用が減少するものである。

(参考1) 算定の前提としたエリアカバー率※

	26 年度末実績	27 年度末見込	28 年度末見込	29 年度末見込	30 年度末見込	31 年度末見込
NTT 東西計	95.5%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%

※ エリアカバー率は、全加入電話契約数に対するフレッツ光エリア内の加入電話契約数の比率に基づき推計

(参考2) 予測期間における利用芯線の割合※

	26 年度末実績	27 年度末見込	28 年度末見込	29 年度末見込	30 年度末見込	31 年度末見込
NTT 東日本	55.8%	56.8%	57.9%	59.0%	60.0%	61.1%
NTT 西日本	55.3%	56.1%	56.4%	56.4%	57.1%	57.8%

※ NTTビルからの局出し区間におけるもの。保守用芯線も利用芯線として計算

(参考3) 予測期間における1芯当たり契約数※

	26 年度末実績	27 年度末見込	28 年度末見込	29 年度末見込	30 年度末見込	31 年度末見込
NTT 東日本	3.6 契約	3.7 契約	3.8 契約	3.9 契約	4.0 契約	4.0 契約
NTT 西日本	3.2 契約	3.2 契約	3.4 契約	3.6 契約	3.7 契約	3.8 契約

※ フレッツ光ファミリータイプ(シェアアクセス方式)に係るもの

## ② 需要の予測

(ア)フレッツ光、(イ)ダークファイバ及び(ウ)イーサネット等の3種類に分けて予測を立てた上で、それぞれの需要に対応する光ファイバ芯線数について予測を行っており、それぞれの考え方は、次のとおり。

### (ア) フレッツ光

フレッツ光の契約数について、NTT東日本、NTT西日本ともに平成 28 年度事業計画と同数の毎年度 30 万契約の純増と予測している。

フレッツ光・ファミリータイプ(シェアドアクセス方式に相当)については、8ユーザまでごとに1芯を使用するものとし、各年度末の予測契約数に対し必要な光ファイバ芯線数を算出している。

一方、フレッツ光・マンションタイプ(シングルスター方式に相当)については、新たにNTT東西の光ファイバを引き込むマンションの棟数を予測し、その規模等に応じて8、16、32ユーザまでごとに1芯を使用するものとして必要な光ファイバ芯線数を算出している。

#### ■ フレッツ光の契約数と芯線数の純増数

(単位:千契約、千芯)

【NTT東日本】	25年度実績	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
契約数	+437	+215	+264	+300	+300	+300	+300
芯線数	+120	+53	+33	+34	+35	+35	+35

【NTT西日本】	25年度実績	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
契約数	+313	+450	+280	+300	+300	+300	+300
芯線数	+97	+112	+57	+0	▲42	+24	+24

### (イ) ダークファイバ

シェアドアクセス方式、シングルスター方式とも、平成 25 年度から平成 27 年度までの純増数の平均値が毎年度継続するものとして予測している。

#### ■ シェアドアクセス方式の純増数

(単位:千芯)

	25年度実績	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
NTT東日本	+59	+73	+63	+65	+65	+65	+65
NTT西日本	+28	+15	+11	+18	+18	+18	+18

#### ■ シングルスター方式の純増数

(単位:千芯)

	25年度実績	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
NTT東日本	+37	+37	+22	+32	+32	+32	+32
NTT西日本	+37	+29	+5	+24	+24	+24	+24

## (ウ) イーサネット等

平成 25 年度から平成 27 年度までの純増数の平均値が毎年度継続するものとして予測している。

### ■ イーサネット・INS1500 等の純増数

(単位:千芯)

	25 年度 実績	26 年度 実績	27 年度 予測	28 年度 予測	29 年度 予測	30 年度 予測	31 年度 予測
NTT東日本	▲0	+9	+12	+7	+7	+7	+7
NTT西日本	+1	+3	+9	+4	+4	+4	+4

### ■ (ア)～(ウ)を踏まえた需要の予測

(単位:千芯)

【NTT東日本】	26 年度実績	27 年度予測	28 年度予測	29 年度予測	30 年度予測	31 年度予測
(ア)フレッツ光	2,739	2,772	2,806	2,840	2,875	2,911
(イ)ダークファイバ	795	880	977	1,074	1,171	1,268
シェアアクセス方式	305	369	434	499	564	629
シングルスター方式	490	512	544	575	607	639
(ウ)イーサネット等	145 (146)	157 (158)	164 (165)	171 (172)	178 (179)	185 (186)
合 計	3,680 (3,681)	3,810 (3,811)	3,947 (3,948)	4,085 (4,086)	4,224 (4,225)	4,363 (4,364)

【NTT西日本】	26 年度実績	27 年度予測	28 年度予測	29 年度予測	30 年度予測	31 年度予測
(ア)フレッツ光	2,441	2,498	2,498	2,456	2,480	2,504
(イ)ダークファイバ	542	558	600	642	684	726
シェアアクセス方式	144	155	173	191	209	227
シングルスター方式	398	403	427	451	475	499
(ウ)イーサネット等	102 (103)	111 (114)	115 (116)	119 (120)	123 (123)	127 (128)
合 計	3,085 (3,086)	3,167 (3,168)	3,213 (3,214)	3,217 (3,218)	3,287 (3,288)	3,357 (3,358)

※ ( )内は、FTM分の接続料算定に用いる芯線数。FTMは、加入光ファイバを使用しないISM折り返し接続機能でも使用しており、その芯線数が含まれる。

## (2) 施設設置負担金加算料

NTT東西のサービスには、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス(INS1500、高速デジタル等)と支払わないサービス(フレッツ光等)とがあり、施設設置負担金を一括して支払わないサービスでは、月額の利用料に施設設置負担金相当額が加算されている。

加入光ファイバ接続料の算定に当たり、接続料原価に施設設置負担金相当額が含まれてい

ると、契約時に一括して施設設置負担金を支払ったサービスについて、既に支払った施設設置負担金相当額を二重に負担することになるため、これを回避する観点から、まずは全てのサービスにおいて施設設置負担金を一括して支払われたものとみなして光ファイバの接続料原価を算定し、その上で施設設置負担金を一括して支払わないサービスについて「施設設置負担加算料」を接続料単価に加えることで、最終的な接続料を設定している。

また、シェアアクセス方式における施設設置負担加算料は、シングルスター方式で用いる施設設置負担加算料(東:183円、西:169円)に、シングルスター方式の接続料原価(光ファイバ分)に占めるシェアアクセス方式の接続料原価(光ファイバ分)の年度ごとの割合を乗じて算定している。

#### ■ 施設設置負担加算料<sup>※1</sup>

	NTT東日本	NTT西日本
①施設設置負担金(回線)	51,000円	51,000円
②平均償却年数 <sup>※2</sup>	17.4年	17.5年
③減価償却費(①/②)	2,931円	2,914円
④自己資本費用等 <sup>※3</sup>	1,456円	1,129円
⑤施設設置負担加算料(芯線・月)((③+④)/12/2)	183円	169円

※1 数値は平成28年度における乖離額調整前のもの

※2 平均償却年数は、圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成26年度実績)

※3 自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税の合計値

### (3) 現行接続料算定期間において生じた調整額の扱い

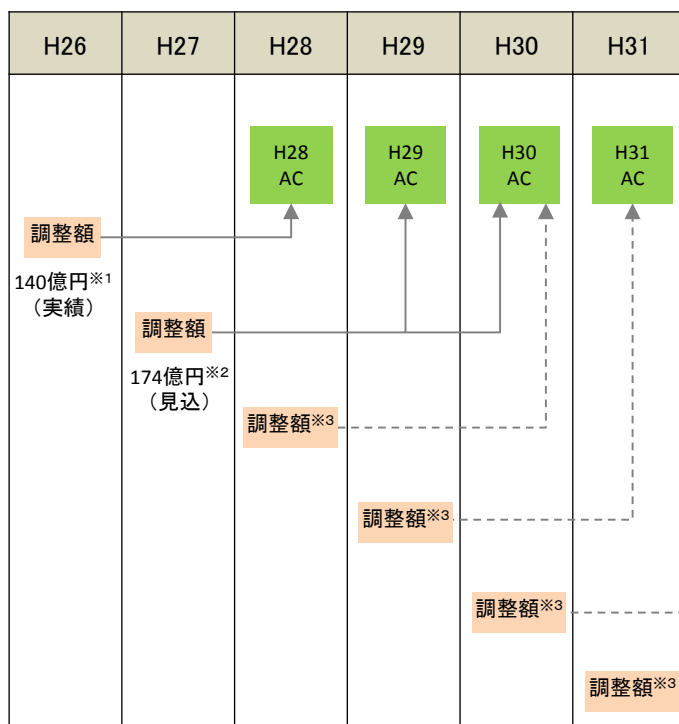
第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)第12条の2第1項においては、将来原価方式における調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額を接続料原価に算入することは、原則として認められていない。しかし、現行の平成26年度以降の加入光ファイバ接続料については、同令第3条ただし書の規定に基づく許可により、特例的に調整額を算入することが認められている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入するものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものである。

NTT東西とも、自己資本利益率が、平成26年度及び平成27年度接続料の認可の際に適用した値と比較して、実績値(平成27年度については見込値)が上昇したことから、報酬額が上昇。これにより、平成26年度及び平成27年度に調整額が発生している。

本件申請においては、平成26年度実績に基づく調整額を平成28年度接続料原価に、平成27年度見込みに基づく調整額を平成29年度及び平成30年度接続料原価に1/2ずつ算入することとしている。

平成27年度以降の自己資本利益率は、平成26年度の値(8.16%)が継続するものと仮定し、平成28年から平成31年度までについては、調整額は0として接続料を算定している。

## ■ 調整額制度のイメージ



※1 NTT東日本における加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、133億円

※2 NTT東日本における加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、167億円

※3 平成27年度から平成31年度までに調整額が発生した場合は、翌々年度以降の接続料原価に算入

## ■ 自己資本利益率の算出

	実績値				見込値	
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28~31年度
主要企業の自己資本利益率(i)	3.39	3.76	8.19	<b>8.16</b>	8.16	8.16
リスクフリーレート(ii) (10年もの国債利回り)	1.08	0.81	0.69	0.49	0.49	0.49
i - ii	2.31	2.95	7.50	7.67	7.67	7.67
期待自己資本利益率(iii) ( (i - ii) × β 値(0.6) + ii )	2.47	2.58	5.19	5.09	5.09	5.09
iiiの過去3年間の平均値	2.53	2.65	3.41	4.29	5.12	5.09?
【参考】認可時に適用した自己資本利益率	3.64	2.59	2.53	2.65	3.41	5.09 (申請値)

※ 接続料算定に用いる自己資本利益率は、「期待自己資本利益率の過去3年間の平均値」又は「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を採用することとしている。

■ 調整額の発生の要因(NTT東日本)

平成26年度				平成27年度		
	認可時の予測 (i)	実績 (ii)	ii - i	認可時の予測 (i)	今回の予測 (ii)	ii - i
芯線数	359万芯	360万芯	+0万芯	375万芯	375万芯	▲0万芯
収入	1,255億円	1,257億円	+2億円	1,369億円	1,368億円	▲1億円
接続料原価	1,255億円	1,396億円	+141億円	1,369億円	1,542億円	+173億円
設備管理運営費	1,081億円	1,045億円	▲36億円	1,087億円	1,033億円	▲54億円
特別損失	—	5億円	+5億円	—	—	—
報酬等	246億円	418億円	+172億円	244億円	471億円	+227億円
乖離額	16億円	16億円	—	120億円	120億円	—
激変緩和措置	▲88億円	▲88億円	—	▲82億円	▲82億円	—
調整額	—	※1 +140億円	+140億円	—	※2 +174億円	+174億円
自己資本利益率	2.65%	4.29%	1.64	3.41%	5.12%	1.71

※1 加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、133億円

※2 加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、167億円

■ 調整額の発生の要因(NTT西日本)

平成26年度				平成27年度		
	認可時の予測 (i)	実績 (ii)	ii - i	認可時の予測 (i)	今回の予測 (ii)	ii - i
芯線数	312万芯	301万芯	▲11万芯	330万芯	312万芯	▲18万芯
収入	1,097億円	1,058億円	▲39億円	1,210億円	1,147億円	▲63億円
接続料原価	1,097億円	1,187億円	+91億円	1,210億円	1,334億円	+124億円
設備管理運営費	986億円	967億円	▲19億円	999億円	978億円	▲21億円
特別損失	—	3億円	+3億円	—	—	—
報酬等	190億円	296億円	+106億円	190億円	335億円	+146億円
乖離額	▲2億円	▲2億円	—	136億円	136億円	—
激変緩和措置	▲76億円	▲76億円	—	▲115億円	▲115億円	—
調整額	—	※1 +130億円	+130億円	—	※2 +187億円	+187億円
自己資本利益率	2.65%	4.29%	1.64	3.41%	5.12%	1.71

※1 加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、124億円

※2 加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、179億円

■ 平成 28 年度～平成 30 年度接続料原価に算入する調整額

		28 年度接続料 (26 年度実績乖離額)		29 年度接続料 (27 年度予測乖離額)		30 年度接続料 (27 年度予測乖離額)	
		シングルスター 方式	シェアドアクセス 方式	シングルスター 方式	シェアドアクセス 方式	シングルスター 方式	シェアドアクセス 方式
NTT 東日本	乖離額	63 億円	76 億円	39 億円	48 億円	39 億円	48 億円
	1 芯当たり乖離額	319 円	286 円	192 円	174 円	184 円	166 円
	うち PCB 特別 損失影響額	12 円	9 円	—	—	—	—
NTT 西日本	乖離額	51 億円	79 億円	37 億円	56 億円	38 億円	56 億円
	1 芯当たり乖離額	364 円	324 円	260 円	231 円	257 円	229 円
	うち PCB 特別 損失影響額	10 円	7 円	—	—	—	—

(4) 接続料の算定

上記(1)から(3)までを踏まえ、シェアドアクセス方式及びシングルスター方式の接続料は、以下のとおり算定されている。

■ シェアドアクセ続料<sup>※1、2</sup>

(タイプ1-1)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<b>NTT東日本</b>				
1 芯当たり単価 <sup>※3</sup>	2,389 円	2,300 円	2,202 円	2,036 円
光ファイバ(主回線部分)	2,061 円	2,004 円	1,911 円	1,749 円
FTM	105 円	73 円	69 円	67 円
施設設置負担加算料	148 円	148 円	147 円	145 円
局外スプリッタ <sup>※4</sup>	75 円	75 円	75 円	75 円
調整額	+286 円	+174 円	+166 円	—
うち PCB 特別損失	+9 円	—	—	—
<b>適用接続料</b>	<b>2,675 円</b>	<b>2,474 円</b>	<b>2,368 円</b>	<b>2,036 円</b>
(括弧内は前年度からの増減率)	(▲8.7%)	(▲7.5%)	(▲4.3%)	(▲14.0%)
前年度からの増減額	▲254 円	▲201 円	▲106 円	▲332 円
<b>NTT西日本</b>				
1 芯当たり単価 <sup>※3</sup>	2,355 円	2,311 円	2,226 円	2,044 円
光ファイバ(主回線部分)	2,071 円	2,067 円	1,988 円	1,813 円
FTM	93 円	53 円	47 円	42 円
施設設置負担加算料	131 円	131 円	131 円	129 円
局外スプリッタ <sup>※4</sup>	60 円	60 円	60 円	60 円
調整額	+324 円	+231 円	+229 円	—
うち PCB 特別損失	+7 円	—	—	—
<b>適用接続料</b>	<b>2,679 円</b>	<b>2,542 円</b>	<b>2,455 円</b>	<b>2,044 円</b>
(括弧内は前年度からの増減率)	(▲9.1%)	(▲5.1%)	(▲3.4%)	(▲16.7%)
前年度からの増減額	▲268 円	▲137 円	▲87 円	▲411 円

※1 1 芯当たりの月額料金

※2 上記のほか、分岐端末回線ごとに回線管理運営費(東:57 円、西:66 円(平成 28 年度))が必要

※3 1 芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

※4 局外スプリッタは、実績原価方式で算定(平成 28 年度以降の数値は、平成 28 年度接続料)

■ シングルスター方式の接続料<sup>※1、2</sup>

(タイプ1-1)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<b>NTT東日本</b>				
1 芯当たり単価 <sup>※3</sup>	2,844 円	2,743 円	2,634 円	2,458 円
光ファイバ	2,556 円	2,487 円	2,382 円	2,208 円
FTM	105 円	73 円	69 円	67 円
施設設置負担加算料	183 円	183 円	183 円	183 円
調整額	+319 円	+192 円	+184 円	—
うち PCB 特別損失	+12 円	—	—	—
<b>適用接続料</b>	<b>3,163 円</b>	<b>2,935 円</b>	<b>2,818 円</b>	<b>2,458 円</b>
(括弧内は前年度からの増減率)	(▲3.9%)	(▲7.2%)	(▲4.0%)	(▲12.8%)
前年度からの増減額	▲129 円	▲228 円	▲117 円	▲360 円
<b>NTT西日本</b>				
1 芯当たり単価 <sup>※3</sup>	2,938 円	2,882 円	2,787 円	2,595 円
光ファイバ	2,676 円	2,660 円	2,571 円	2,384 円
FTM	93 円	53 円	47 円	42 円
施設設置負担加算料	169 円	169 円	169 円	169 円
調整額	+364 円	+260 円	+257 円	—
うち PCB 特別損失	+10 円	—	—	—
<b>適用接続料</b>	<b>3,302 円</b>	<b>3,142 円</b>	<b>3,044 円</b>	<b>2,595 円</b>
(括弧内は前年度からの増減率)	(▲1.5%)	(▲4.8%)	(▲3.1%)	(▲14.7%)
前年度からの増減額	▲51 円	▲160 円	▲98 円	▲449 円

※1 1 芯当たりの月額料金

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:57 円、西:66 円(平成 28 年度))が必要

※3 1 芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

**4. 平成 27 年度及び本件申請接続料の算定期間(平成 28 年度から平成 31 年度まで)において生じた調整額の扱い**

**(1) 概要**

本件申請では、現行接続料の算定期間同様、平成 27 年度及び平成 28 年度から平成 31 年度までの各年度における調整額を、翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とする措置が盛り込まれている。

**<調整するタイミング>**

平成 27 年度以降、毎年度、接続料収支の実績値が判明する度に、速やかに調整を行う。具体的には、平成 27 年度分の接続料収支が平成 28 年度中に判明した場合、その都度速やか(平成 28 年度中)に、平成 27 年度分の差額を平成 29 年度接続料に反映させるための変更認可申請を行うこととなる。

※ 平成 27 年度の調整額は一部予測値であるため、接続料収支の実績値が出た後に、その差額を平成 29 年度接続料原価に算入することとなる。

※ 調整額を後年度の接続料原価に算入することにより、接続料の水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、調整額を複数年度の接続料原価に分けて算入することがある。



## (2) 現行接続料規則における位置づけ

接続料規則第 12 条の2第1項においては、将来原価方式における調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額を接続料原価に算入することは、原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者である NTT 東西が自らの経営情報、経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

本件申請においては、光信号端末回線伝送機能について、平成 27 年度及び平成 28 年度から平成 31 年度までの調整額を、翌々年度以降の接続料原価に算入することとしており、当該措置について、同令第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績原価と実績収入の差額を補正するために行われるものである。

- ① 情通審答申の考え方<sup>※</sup>を踏まえ、NTT東西が平成 31 年度までの各年度の接続料水準を示すために、複数年度の将来原価方式で算定していること
- ② 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化すること
- ③ IP・ブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しいこと

※ 「接続事業者の予見性の確保の観点から、平成 28 年度接続約款の変更認可申請の際に、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の将来原価方式により申請することで、平成 31 年度の主端末回線接続料が 2,000 円程度という見込に向けた各年度の具体的な接続料水準を示すことが適当」

## 【参考】光ファイバケーブルの耐用年数の見直し

### 1 経緯

#### (1) NTT東西による耐用年数の見直し(平成 20 年度)

NTT東西は、平成 20 年度に、それまで採用していた法定耐用年数(10 年)から、撤去法に基づき推計した経済的耐用年数(架空 15 年、地下 21 年)に見直しを行った。 委員限り

その上で具体的な耐用年数の推計を行ったものであるが、NTT東西が本格的に光ファイバケーブルに投資を始めたのは平成 13 年以降であり、一定の設備量が維持されている状況ではなく、耐用年数を推計するための実績データが十分ではなかったことから、耐用年数を一意に定めることが可能な増減法を用いることができず、撤去法による推計が行われた。

委員限り 推計に当たっては、7つの確率分布関数※から推計値を算出した上で、 委員限り の平均値を算出し、架空 15.3 年、地下 21.4 年との結果が得られた。これにより、NTT東西は、平成 20 年度以降、架空は 15 年、地下は 21 年を経済的耐用年数として減価償却費を算定している。

※ 指数関数、ゴンペルツ関数、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布及び対数正規分布

#### (2) 情報通信審議会答申における提言(平成 27 年度)

「長期増分費用モデル研究会」において平成 28 年度以降の接続料算定モデルの検討の一環として耐用年数の再推計(ゴンペルツ関数及びワイブル分布の平均値)が行われた結果、「架空 17.6 年、地下 23.7 年とすることが適当」(平成 27 年1月 同研究会報告書)とされた。これを受け、接続事業者から、「架空 17.6 年、地下 23.7 年」を用いることが適当との意見が提出されたこと等を踏まえ、情通審答申において、「NTT東西においては、…平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、…架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当」とされた。

### 2 NTT東西による検討

NTT東西は、平成 27 年9月から平成 28 年4月にかけて、(1)NTTグループにおける平成 26 年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた撤去法による推計結果の検討、(2)日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を踏まえた検討を実施した。NTT東西は、以下の検討結果を踏まえ、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断した。ただし、今後、実態との乖離が認められれば見直しを行うとの考えである。

#### (1) 光ファイバケーブルの固定資産データを用いた撤去法による推計結果の検討

推計に当たっては、一定の設備量が維持されている状況ではなく、耐用年数を推計するための実績データが十分ではないことから、耐用年数を一意に定めることが可能な増減法

を用いることができず、撤去法により7つの確率分布関数から推計値を算出した。

NTT東西としては、7つの確率分布関数により算出した耐用年数の推計結果は、架空ケーブルが長いもので20年(対数正規分布)、短いもので13年(指数分布)、地下ケーブルが長いもので32年(対数正規分布)、短いもので19年(指数関数)であり、現行の経済的耐用年数はその範囲内に収まっていることから、必ずしも見直しが必要な状況には至っていないと判断した。

(2) 日本公認会計士協会 実務指針「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を踏まえた検討

観点	NTT東西の検討結果
① 材質・構造・用途・使用上の環境	平成20年度以降、材質・構造・用途・使用上の環境において特段の変更がないことから、見直しが必要な状況には至っていない。
② 技術の革新	平成20年度以降、以下の信頼性向上に係る技術開発はあるものの、導入が3%程度と限定的であること、導入後の期間が短いことから、現時点では耐用年数に与える影響はほとんどないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 ・クマゼミ耐性ドロップ(平成21年導入) <small>さいかいえすげつとよ</small> ・細径SZ撚りドロップ光ファイバ(平成25年度導入)
③ 経済事情の変化による陳腐化の危険の程度	平成20年度以降、FTTHサービスを代替しうるサービスの利用が拡大しているものの、FTTHサービスの需要も純増を続けており、陳腐化の危険の程度に変化が生じているとは認められないことから、見直しが必要な状況には至っていない。

3 NTT東西の検討結果を踏まえた総務省の判断

委員限り

現行の経済的耐用年数(架空15年、地下21年)は、平成20年度にNTT東西が行った、撤去法によるの確率分布関数の推計値の平均値(架空15.3年、地下21.4年)を根拠に定めている。今回、最新の実績データに基づき、改めて同じ方法による推計を行ったところ、7つの確率分布関数による推計値の平均は、架空18.7年、地下25.6年となった。

委員限り

総務省としては、NTT東西が平成20年度に採用した推計方法による最新の実績データに基づく耐用年数の推計値が延びていることを鑑みれば、耐用年数を見直すことも考えられるが、

- ・ 現行の経済的耐用年数が、NTT東西が推計した7つの確率分布関数の範囲内に収まっていること
- ・ 超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中、今後の更なる無線圧縮技術の進展等により、FTTHサービスが陳腐化するリスクの有無を、現時点で見極めることが困難であること

から、直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えないものとする。

委員限り	今回の推計値 (平成26年度末実績に基づく推計)		平成20年度見直し時の推計値 (平成18年度末実績に基づく推計)		委員限り	LRIC研究会報告書で示された推計値 (平成24年度末実績に基づく推計)	
	架空ケーブル	地下ケーブル	架空ケーブル	地下ケーブル		架空ケーブル	地下ケーブル
					ゴンベルツ関数		
					ワイブル分布		
平均	18.7年	25.6年	15.3年	21.4年	平均	17.6年	23.7年

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号））	適	他事業者が接続の請求等を行う場合における、必要な情報の開示を受ける手続が適正かつ明確に定められていると認められる。ただし、他事業者が接続の請求等を行う場合における情報の開示に係る標準的期間については、別記 1 のとおり。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号））	—	変更事項なし
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号））	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2	—	変更事項なし

項第 4 号))		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号))	—	変更事項なし
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号))	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号))	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号))	—	変更事項なし
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号))	—	変更事項なし
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号))	適	他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号))	—	変更事項なし
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、将来原価方式における平成 26 年度及び平成 27 年度の調整額の扱い、将来原価方式における平成 27 年度及び本件申請接続料の算定期間(平成 28 年度から平成 31 年度まで)の調整額の扱い並びに PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱いについては、それぞれ別記 2～4 のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとす旨の記載は認められない。

18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))

適

本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

## 1. 他事業者が接続の請求等を行う場合における、情報の開示に係る標準的期間について

今回申請のあった接続約款第 99 条の 6 第 3 項については、施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号口の規定に基づき、情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間が適正かつ明確に定められることが必要であるが、一度に行われる申込数により、作業に要する日数が大きく変わるものであり、実績がない現時点においては、標準的期間を設定できないことから、請求から開示までの標準的期間が設けられていない。

この点、施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号口の規定は、合理的な理由により標準的期間が設定できない場合についてまで、標準的期間の設定を求めているものではないと解される。

このため、今般の接続協定の変更申請に当たっては、標準的期間を設けられないことにつき合理的な理由があると認められることから、施行規則の同規定に適合しているものとして認可することが適当である。

他方、一定期間の運用を行った場合には、標準的な同時申込件数が把握され、請求から開示までの標準的期間も算定することが可能となることから、今回接続協定に追加された手続の接続約款上の規定については、一定の利用実績が発生した場合、できるだけ早期に、情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間を適正かつ明確に定めるため、接続約款の変更申請を行うことを要請することが適当である。

## 2. 将来原価方式における平成 26 年度及び平成 27 年度の調整額の扱い

接続料規則第 12 条の 2 第 1 項においては、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は 0 と規定されており、実績収入と実績原価の差額を、後年度の接続料原価に算入することは原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者である NTT 東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

本件申請においては、光信号端末回線伝送機能について、平成 26 年度の調整額を平成 28 年度の接続料原価に、平成 27 年度の調整額を平成 29 年度及び平成 30 年度の接続料原価に算入することとしており、当該措置について、同令第 3 条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、平成 26 年 4 月に、平成 26 年度から平成 28 年度までの加入光ファイバに係る接続料が認可された際、平成 26 年度以降の各年度における調整額を、翌々年度以降の接続料

原価に算入することについて、既に同条ただし書の規定に基づく許可がなされていることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

### 3. 将来原価方式における平成 27 年度及び本件申請接続料の算定期間（平成 28 年度から平成 31 年度まで）の調整額の扱い

接続料規則第 12 条の2第1項では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており、実績収入と実績原価の差額を、後年度の接続料原価に算入することは原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

本件申請においては、光信号端末回線伝送機能について、平成27年度から平成31年度までの調整額を、翌々年度以降の接続料原価に算入することとしており、当該措置について、同令第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績原価と実績収入の差額を補正する仕組みが必要であることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

- ① 情通審答申の考え方<sup>※</sup>を踏まえ、NTT東西が平成 31 年度までの各年度の接続料水準を示すために、複数年度の将来原価方式で算定していること
- ② 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化すること
- ③ IP・ブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しいこと

※ 「接続事業者の予見性の確保の観点から、平成 28 年度接続約款の変更認可申請の際に、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の将来原価方式により申請することで、平成 31 年度の主端末回線接続料が 2,000 円程度という見込に向けた各年度の具体的な接続料水準を示すことが適当」

### 4. PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないものである。接続料規則においては、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用を接続料原価とすることが定められているため、特別損失を接続料原価に含めることは原則として認められていない。

一方、本件申請では、PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失として計上された環境対策引当金繰入額のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を接続料原価に算入する措置

がとられており、当該措置について、同令第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

当該措置については、①NTT東西から示された特別損失の内訳資料により、接続料原価に算入された特別損失が第一種指定電気通信設備に係るものであると認められること、②当該特別損失は、PCBが含まれた照明器具用の安定器等のうち通信ビル等に設置されたものを適切に廃棄するために要する費用であり、第一種指定電気通信設備の管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去等）に必要な費用と認められること、③その費用の算定が適切に行われていること等に鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。